

第 5 次菰野町総合計画

後期基本計画

平成 2 8 年 3 月

目次

後期基本計画

- 1 みんなでつくる安全なまち・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (生活安全)
 - 1-1-1 みんなで守る防災のまちづくり
 - 1-1-2 消防・救急体制の強化
 - 1-1-3 交通安全対策の推進
 - 1-1-4 みんなで取り組む防犯対策の推進
 - 1-1-5 消費者保護対策の推進
- 2 健やかで思いやりのあるまち・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - (子育て)
 - 2-1-1 子育て、子育てをみんなで支える環境づくり
 - (健康・福祉)
 - 2-2-1 健康を支えあう地域づくり
 - 2-2-2 みんなで支える福祉のまちづくり
 - 2-2-3 高齢者が活動できる環境づくり
 - 2-2-4 障害者が自立し、安心して暮らせる環境づくり
 - 2-2-5 社会保障の充実
 - (人権)
 - 2-3-1 人権を尊重する社会づくり
 - 2-3-2 男女共同参画社会の形成
 - 2-3-3 多文化共生社会の形成

3	人と環境にやさしいまち	31
	(環境)	
	3-1-1 潤いある景観の形成	
	3-1-2 人と環境にやさしい居住環境の創造	
	3-1-3 みんなで取り組む自然環境の保全と快適な生活環境の確保	
	3-1-4 持続的な循環型社会の実現	
	3-1-5 排水対策の推進	
	3-1-6 安全な水の安定供給	
	(都市基盤)	
	3-2-1 自然と調和した土地利用の推進	
	3-2-2 道路網の整備、充実	
	3-2-3 公共交通ネットワークの充実	
	3-2-4 情報化の推進	
4	元気で心豊かな人が育つまち	51
	(教育)	
	4-1-1 生きる力を育む学校教育の充実	
	4-1-2 みんなで取り組む青少年育成施策の推進	
	(文化・スポーツ)	
	4-2-1 生涯学習施策の推進	
	4-2-2 生涯スポーツの振興	
	4-2-3 豊かな文化の継承と創造	
5	にぎわいと活力に満ちたまち	65
	(観光)	
	5-1-1 まちの魅力を活かした観光の振興	
	(産業)	
	5-2-1 持続的な農林業の振興	
	5-2-2 活力を生み出す商工業の振興	
6	持続可能なまちのために	73
	(住民参画)	
	6-1-1 みんなで取り組む住民自治のまちづくり	
	6-1-2 情報共有の推進	
	(行財政)	
	6-2-1 効率的で責任ある財政運営	
	6-2-2 信頼される行政運営	

後期基本計画

1

みんなで作る安全なまち

1-1-1 みんなで守る防災のまちづくり

現状と課題

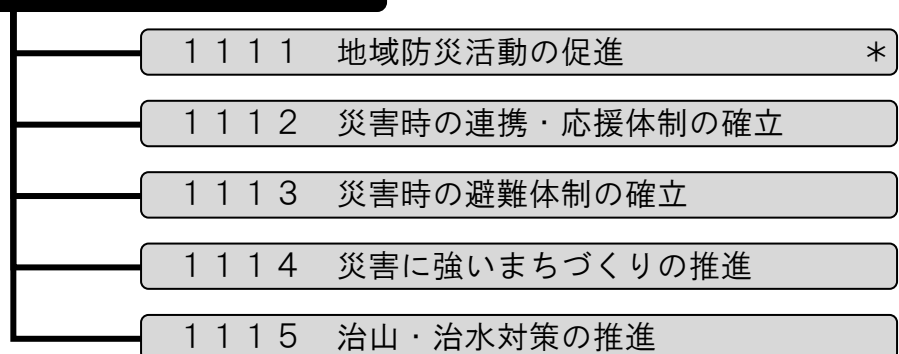
平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、それまでの想定を超える津波など、防災対策を根底から再検討させるきっかけとなりました。当町は内陸部に位置し、比較的地震被害に強いまちと言えますが、発生が予想されている南海トラフ巨大地震において被害を最小限とするためには、一人ひとりが身を守る意識を持ち、みんなで防災に取り組むことが重要です。当町では、従来の消防団による防災活動に加えて、各地区の自主防災組織や防災リーダーが中心となって防災訓練、水防訓練などが実施されており、自助、共助の精神のもと、町民総ぐるみで防災意識の向上を図っています。

震災による被害をできる限り減らすという観点から、すべての小中学校の耐震化をいち早く完了させるなど公共施設の耐震化をはじめとする予防対策を進めており、耐震性貯水槽の設置やため池ハザードマップの作成などを行っています。今後は、他の主な公共施設の耐震化を進めるとともに、引き続き一般住宅の耐震化の推進を啓発するなど、災害時にできるだけ被害を抑えることや、速やかな復旧を見通した防災体制を整備することが求められています。

当町において平成20年9月に発生し、山間部に甚大な被害を及ぼした局地的豪雨は記憶に新しいところですが、その後も全国的に局地的な短時間強雨の被害が後を絶ちません。こうした状況を受けて、県においても土砂災害防止法に基づく調査が進められており、区域指定がなされることに伴い、順次、対策を講じていくことが求められます。特に、短時間強雨については観測精度が飛躍的に高まっていることから、今後も、関係機関等と連携を図り、避難準備情報などを周知し、治山・治水や浸水などのハード面の対策を強化する必要があります。

施策の体系

1-1-1 みんなで守る防災のまちづくり



*印は「みんなで取り組む住民自治のまちづくり」との関連が強い項目です。

施策の方向

1111◆地域防災活動の促進

住民が「自らの身の安全は自らが守る」という意識を持ち、災害が発生した際にも的確な判断に基づき行動できるよう防災に関する知識の普及、啓発を図ります。

あわせて、災害発生直後の救出救護、初期消火など、地域住民の主体的な防災活動を先導するため、進んで活動に当たる防災リーダーの資質の向上を図るとともに、防災ボランティアの育成を図ります。

また、住民自らが被害を防止、軽減できるよう地域及び事業所単位での自主防災組織の活動の育成、支援を図るとともに、そのネットワークの強化を促進します。

さらに、高齢者や障がい者などに対する防災対策を支援するとともに、避難行動要支援者を把握し、地域における支援者間での共有を図ります。

1112◆災害時の連携・応援体制の確立

災害発生時に迅速かつ的確に対応できるよう「菰野町地域防災計画」に基づき体制整備を推進するとともに、町民総ぐるみの総合的な防災訓練の実施を図ります。

また、情報通信手段を向上させるため、防災ラジオ等の充実、高度化を推進します。

さらに、救出救護活動を強化し、早期に復旧が進められるよう、町内の団体、事業所等との応援協力協定を結ぶとともに、大規模な災害に備えて、広域的な相互応援体制の構築を行います。

1113◆災害時の避難体制の確立

災害の発生時に迅速に避難できるよう、町内各地の避難所を点検し、避難所及び避難路の周知徹底を図ります。

あわせて、避難生活に対応するため、備蓄品、防災資機材の充実を図るとともに、避難所や防災拠点へ自立分散型のエネルギー供給システムを導入するなど、防災機能の強化を図ります。

また、被災者に対する医療、精神的ケアが確保されるよう、救援ボランティアの受け入れ態勢の検討や関係機関との連携を図ります。

1114◆災害に強いまちづくりの推進

安全性の高いまちづくりに向けて、上下水道などの耐震化や雨水排水機能の確保公共施設の耐震性、耐火性の強化を推進するとともに、ライフライン強化にかかわる関係機関との連携体制の構築に努めます。

あわせて、災害時に活用できるよう防災機能を有した公園、広場等の整備を進めるとともに、系統的で計画的な浸水対策に努めます。

また、一般住宅の安全性を高めるため、耐震化などの防災・減災対策が進められるよう啓発と支援を図ります。

1 1 1 5◆治山・治水対策の推進

土石流や河川の氾濫などによる災害を未然に防止するため、土砂災害防止法に基づく区域指定を受けた箇所について、予防事業の推進を国、県など関係機関に強く働きかけます。

また、県等と連携し、危険箇所の把握、監視に努めます。

1-1-2 消防・救急体制の強化

現状と課題

当町における火災発生件数は年間10数件程度ですが、全国的に社会福祉施設や病院での火災などが多発したことを受け消防法施行令が改正されたことから、今後は、一般住宅へ火災警報器の設置・更新の一層の促進とともに、社会福祉施設等に対しても必要な消防用設備の設置を積極的に指導していく必要があります。また、消防体制については、新名神高速道路の開通といった消防・救急需要の増加要因が考えられる中、人員面及び施設装備面を計画的に増強していく必要がありますが、当町において重要な役割を担っている非常備消防（消防団）の団員の確保がますます難しくなっています。常備消防については、平成28年度から通信指令業務の共同運用を開始し、相互応援連携が迅速化されます。当町の将来を見据え、総合的な消防力の強化のため消防広域化の検討を継続していくことが必要です。

当町における救急出動件数は年間1,400件あまりで、高齢化が進むとともに、町内の道路環境が変化する中で今後も救急需要は高まっていくと考えられます。高規格救急車を配備し、高度な処置を行う救急救命士を引き続き養成することで救命率の向上に努めていますが、救急車到着前に応急手当がなされていることも重要であり、普通救命講習会を継続して開催するとともに、AEDの設置も進めています。今後も、近くにいる人から救急隊、医療機関へと引き継ぐ「救命の連鎖」により、救命率を高めていくことが重要です。さらに、救急医療対策のための連携・協議を医療機関や医療関係団体と進めることによって、医療圏域の中で第二次、第三次救急医療の体制を整えることもあわせて必要です。

施策の体系

1-1-2 消防・救急体制の強化

1 1 2 1 火災予防の推進

1 1 2 2 消防体制の強化

1 1 2 3 救命率の向上

1 1 2 4 通信指令体制の整備

施策の方向

1 1 2 1 ◆火災予防の推進

防火管理の徹底のため、防火対象物及び危険物取扱施設への指導強化を図るとともに、社会福祉施設等への立ち入り検査及び指導を進めます。

また、住宅防火対策のため、住宅用火災警報器の設置、更新の促進をはじめとする総合的な防火安全対策を推進します。

1 1 2 2 ◆消防体制の強化

多様な火災の発生に対応するため、常備、非常備の消防体制の強化に努めつつ、消防広域化を含めた常備消防のあり方について研究、検討を進めます。

また、消防力を維持向上させるため、消防水利の多元化と消防施設の計画的な整備を推進します。

1 1 2 3 ◆救命率の向上

「救命の連鎖」を構築するため、住民への救急救命法の普及を図るとともに、AED（自動体外式除細動器）の設置、救命サポート事業所標章交付制度を促進し、あわせて救急体制の強化や医療機関、医療関係団体との連携を図ります。

また、救急車の正しい利用に向けて、住民に対する啓発を行います。

1 1 2 4 ◆通信指令体制の整備

消防・救急指令が的確かつ速やかに展開できるよう消防救急デジタル無線をはじめとする情報通信技術を活用した効果的な通信指令体制の共同運用を図ります。

1-1-3 交通安全対策の推進

現状と課題

高齢者が被害者または加害者となる交通事故の割合が年々増加しており、各年齢層に対して啓発を行っていますが、今後、高齢化が進むにつれてさらなる増加が懸念されるため、交通安全協会等と連携し必要な対策を施していかなければなりません。また、全国的に自転車の事故が増えており、道路交通法が改正され、自転車の交通ルールやマナーの向上が求められています。自転車利用者に対する啓発活動の推進や児童生徒の通学路に対する対策を施していくことも必要です。

一方、交通危険箇所において注意を促す回転灯や啓発看板などの設置を進めてきましたが、新名神高速道路や国道477号バイパスの開通により、町内の交通事情が大きく変化することから、町内各区やPTAなどとの連携を図り、交通危険箇所の把握に努め、必要な対策を施していかなければなりません。

施策の体系



施策の方向

1 1 3 1 ◆交通安全意識の高揚

交通ルールの順守やマナーアップに向けた啓発を充実させるとともに、高齢者や小・中学生、幼児などを対象に交通安全に対する啓発の充実に向けて、交通安全協会などの関係機関と連携し、指導体制の強化を図ります。

1 1 3 2 ◆交通安全環境の整備

交通事故の発生を抑えるため、新たな道路網の整備などによる交通環境の変化に応じて交通事故危険箇所の把握に努めるとともに、通学路などを中心に道路や信号機等の交通安全施設の整備を促進します。

1-1-4 みんなで取り組む防犯対策の推進

現状と課題

当町においても社会情勢の変化、景気悪化などにより高齢者を狙った詐欺など犯罪の多様化が見られます。特に、振り込め詐欺などの特殊詐欺事件は全国的に後を絶ちません。こうした中で、町内各区での自主的な取り組みとして、青色回転灯を装備した車などで、防犯パトロールが引き続き実施されるとともに、犯罪のない明るい町を目指し、LED防犯灯などの設置を進めています。あわせて、防災ラジオ、行政情報メール、ホームページ、SNSなどによって、町内で発生した犯罪や不審者などの情報の速やかな発信に努めています。今後も、こうした自主的な取り組みの促進や予防啓発の強化を行い、みんなで安全なまちにしていくことが重要です。

施策の体系

1-1-4 みんなで取り組む防犯対策の推進

1 1 4 1 防犯意識の高揚

1 1 4 2 地域防犯活動の促進 *

1 1 4 3 防犯環境の整備

施策の方向

1 1 4 1 ◆防犯意識の高揚

防犯意識を高めるため、犯罪や不審者等に関する情報を、様々な媒体を活用して適切かつ速やかに住民に発信するなど住民への啓発を図ります。

1 1 4 2 ◆地域防犯活動の促進

安全な地域社会をつくるため、防犯協会、防犯委員会などの関係機関と連携し、地域ぐるみでのパトロール活動などを支援、促進します。

1 1 4 3 ◆防犯環境の整備

夜間における安全な環境を創出し、犯罪を抑止するため、LED照明による防犯灯の設置など防犯施設の整備に努めます。

1-1-5 消費者保護対策の推進

現状と課題

食品の不正表示や偽装問題、悪質な訪問販売被害などに加え、近年急速に普及している電子商取引による消費者トラブルなど、消費生活への不安が増大する中、行政は、消費者の安全を確保し、自立的かつ合理的な消費行動が取れるよう支援する役割を担っています。消費生活相談は、身近なところで安心してできることが大切であり、近年、件数が増加している高齢者は特に身近なところで相談を希望する方が多いため、消費者である住民に最も身近な市町村が相談窓口となり、国民生活センターや消費者団体などとの連携強化や情報共有をすることが求められています。

施策の体系



施策の方向

1 1 5 1 ◆消費者意識の高揚と消費者団体の育成支援

消費者自らの主体的、合理的な消費行動を促進するため、消費生活に関する最新の情報提供を進めるとともに、各年齢層に応じた啓発を行い、消費者としての意識高揚を図ります。

また、消費者問題に対する意識や知識を住民に広く普及するため、消費者問題に取り組む団体・グループの育成、支援を図ります。

1 1 5 2 ◆消費生活相談体制の充実

住民からの相談や苦情に対応するため、国民生活センターなどと情報共有し、窓口としての機能の充実に努めます。

また、判断力が不十分な消費者への相談、支援を行うため、関係機関と連携し、その体制を検討します。

2

健やかで思いやりのあるまち

2-1-1 子育て、子育てをみんなで支える環境づくり

現状と課題

少子化、核家族化の進行や共働き世帯の増加など子どもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化する中、平成27年4月にスタートした子ども・子育て支援新制度では、すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子どもたちにとって最も大切な役割を担う家庭を基本として、地域社会全体で子育てや子どもの育ちを支えていくことが求められています。

当町では、教育、保育の効果的な実施に向けて、幼稚園と保育園の一体化を進めてきました。保護者の希望に応じたきめ細かな保育、教育が求められることから、土曜保育の実施、幼稚園における一時預かり事業の実施なども含め、幼保一体のメリットを活かしながら、人員配置や施設整備を適切に行っていくことが求められます。

一方、当町では、読み聞かせや託児などを行うボランティアグループが活動しており、子育て、子育てを支える地域の育成力となっています。あわせて、家庭と子どもの関係を重視する観点、子どもに対する途切れのない発達支援を行う観点、保護者の孤立化と子どもへの虐待を防止する観点に重点を置き、総合的な取り組みを継続して進めています。今後も、子育てにかかる負担感や孤独感の軽減など子育て家庭への支援を充実するとともに、発達支援を進める拠点づくりの検討や、関係機関との連携強化による虐待防止のための体制づくりを進める必要があります。

施策の体系

2-1-1 子育て、子育てをみんなで支える環境づくり

2 1 1 1 子どもの育ちを支える地域社会づくり *

2 1 1 2 相談、支援と情報提供の充実

2 1 1 3 保育サービスの充実

2 1 1 4 母子保健の充実

2 1 1 5 保護が必要な子どもへの対応

施策の方向

2111◆子どもの育ちを支える地域社会づくり

地域の育成力を高めるため、地域全体で子どもを見守り育む意識の啓発を図るとともに、地域の子育て経験者や子育てに意欲のある住民の自主的な活動を支援し、世代間の交流を促進します。

また、子どもたちが放課後や休日に地域で安心して集まり、遊びや自主的な活動ができるよう屋内外における安全安心な居場所づくりを行います。

一方、子育てと仕事を両立できるよう育児休業制度の普及、啓発を図るとともに、ハローワークと連携し、子育て中の親等の再就職支援のための情報提供を進めます。

さらに、男性の育児参加に向けて、積極的な啓発を図ります。

2112◆相談、支援と情報提供の充実

各種子育て支援施策等の充実を進めるとともに、利用者に十分周知されるよう情報提供を行います。

また、子育て支援を充実させるため、拠点施設である子育て支援センターの機能充実を推進するとともに、より地域に根ざした支援活動に取り組めるよう各地区に出張しての相談、支援活動を行います。

一方、社会的、経済的、精神的に不安定な状態に置かれがちな一人親家庭に対し、子どもの養育問題や経済的な不安を解消するため、相談や指導、経済的自立のための支援を行います。

2113◆保育サービスの充実

保護者の希望に見合った保育事業を提供するため、保育所保育指針等を踏まえ児童の実態に即した保育の質の向上を進めるとともに、幼保一体のメリットを活かしながら人員配置を行い、保護者の就労状況に応じたきめ細かな保育事業の充実に努めます。

また、特別保育等に対応するため、保育園の環境整備を推進します。

さらに、安心して子どもを預けて就労できるようすべての小学校区での学童クラブの運営を支援し、放課後児童対策の充実を図ります。

2114◆母子保健の充実

安全で安心して妊娠、出産、育児ができるよう医療機関との連携により、周産期からの親子支援を行うとともに、子どもの心身ともに健やかな発育、発達を支えるため、乳幼児期から就学期までの一貫した母子保健事業の提供を行います。

また、子どもの発達段階に応じた体系的な食育を推進するため、「食事バランスガイド」等の食生活上の指針を参考に、保健、教育など様々な分野との連携を図ります。

2115◆保護が必要な子どもへの対応

子どもの人権が保護、尊重されるよう啓発活動に努めます。

また、地域全体で児童虐待などの未然防止と早期発見、対応に取り組む体制づくりを進めるため、要保護児童対策地域協議会を中心に、児童相談所など関係機関の連携強化を図ります。

さらに、支援が必要である子どもとその保護者や子どもの成長に不安を抱える保護者などが安心して地域で生活できるよう、きめ細かな相談事業や療育事業等を実施するとともに、保健、医療、福祉、教育等の連携による途切れのない一貫した支援体制づくりを進めます。

2-2-1 健康を支えあう地域づくり

現状と課題

当町の平成25年の死亡者の死因は、がん、心疾患、脳血管疾患によるものが、全死亡者の50.5%を占めています。これらの多くは、個人が日常生活の中での適度な運動、バランスの取れた食生活、禁煙を実践することによって予防することができるものです。今後も、住民一人ひとりの生活習慣の改善や疾病の早期発見に努めるなど継続的かつ自主的な健康づくりに向けた取り組みを進めるとともに、高い健(検)診受診率を活かして健診結果と医療情報とを突合し分析し、産業保健における地域密着型の健康づくり事業へと展開を図る必要があります。一方、感染症の対策、こころに問題を抱える人の増加など健康を取り巻く諸問題に対応していくことも求められています。

健康で生きがいを持って生活するために、また、将来の医療費や介護給付費の増加を防ぐためにも、家族をはじめ、地域の中で健康づくりを自主的に進めるしくみをつくっていくことが必要となっています。当町の自然や温泉などの資源を活用しつつ、食育やスポーツ、観光の関連団体などと連携しながら、当町ならではの健康づくりの取り組みを進めることが求められます。

住民に適切な医療を提供するためには、病状に応じて、個々の医療機関がそれぞれの位置付けにより、役割の分担を行うことが必要です。高齢化が進み、地域包括ケアシステム¹の構築が求められる中で、在宅医療の充実が不可欠になりつつあり、地域の中で相互に連携する在宅医療・救急医療体制が重要となっています。

施策の体系

2-2-1 健康を支えあう地域づくり

2 2 1 1 健康づくりを支援するしくみづくり

2 2 1 2 健康づくり予防対策の推進

2 2 1 3 健康づくりの推進体制の確立

2 2 1 4 地域医療の環境づくり

¹ 地域包括ケアシステム：一人ひとりの高齢者の状況やその変化に応じて、介護サービスを中核に、医療サービスをはじめとする様々な支援が、地域において包括的かつ継続的に行われる仕組みのこと

施策の方向

2 2 1 1 ◆健康づくりを支援するしくみづくり

疾病の早期発見のため、がん等に関する情報提供を行うとともに、受診しやすい検診体制づくりに努めます。

また、住民一人ひとりが生活習慣を改善し、主体的な健康づくりに取り組めるよう、受診後のフォロー体制を充実させ、個々の相談、支援を図るとともに、健診データと医療情報を活用して、より実効的な疾病予防対策への活用を図ります。

2 2 1 2 ◆健康づくり予防対策の推進

生活習慣病の発症と重症化の予防及び心の健康づくりに向け、自主的な健康づくりや各種健康診査、健康相談、健康教育を進める中で運動・栄養指導を行い、生涯を通じた系統的な健康づくりを促進します。

また、効果的な健康づくりを進めるため、家庭、学校、企業と連携した取り組みの展開を図ります。

一方、感染症の発生・拡大予防に向けて、県や関係機関と協働して感染症に関する情報提供を行うとともに、予防接種事業の充実を進めます。

さらに、関係機関と連携し、非常時への対応ができるよう、危機管理体制の整備に努めます。

2 2 1 3 ◆健康づくりの推進体制の確立

地域における健康づくりを支援するための場と機会を充実させるため、健康教室や栄養相談など健康活動への積極的な参加を促進するとともに、健康に対する正しい知識の普及と健康づくりへの意識の高揚を図ります。

また、生涯を通じて、各年代に応じた健康づくりを推進するため、自主的活動団体の組織化や指導者の育成を図ります。

さらに、温泉や薬用植物などの地域資源を活用した健康づくりの展開に向けて、調査、研究を進めます。

2 2 1 4 ◆地域医療の環境づくり

安心して医療の提供が受けられるようかかりつけ医の定着を図るとともに、在宅医療の普及を見据えた地域医療体制の充実に向けて、医療機関及び関係機関の連携強化を働きかけます。

また、救急医療の適切な利用を促進するため、関係機関と連携し、救急医療に関する情報提供と相談体制の充実を働きかけます。

2-2-2 みんなで支える福祉のまちづくり

現状と課題

人口減少や少子高齢化、核家族化が急速に進み、さらには個人の価値観が多様化するなど、社会環境が大きく変化する中で、ノーマライゼーション²の理念のもと、住み慣れた地域で、ともに支えあい、安心して生活できる福祉のまちづくりが求められています。特に、団塊の世代が75歳を迎える2025年には、医療や介護サービスが不足する懸念があることから、地域包括ケアシステムを構築し、公的な施策とともに地域住民や団体が共助の機能を発揮することが重要となります。当町では、身近な地域での見守りや支えあいのほか、訪問活動、配食、障がい者のコミュニケーション支援などの様々なボランティア活動により、地域福祉が実践されています。今後も、地域福祉の推進母体である社会福祉協議会との連携を中心に、民生・児童委員、ボランティアなどとの多様な形態の地域ネットワークを有効に活用し、地域福祉を推進していく必要があります。

一方、震災発生時において、避難生活に支障が予想される寝たきりや認知症の高齢者や障がい者の方が地域には暮らしています。こうした方やその家族、地域住民が安心して生活することができるよう、当町では、避難行動要支援者名簿を作成し、地域の支援者に提供するとともに、障がい者のための災害時避難ガイドブックの作成を行いました。今後も、特に支援が必要な人々の特性と要望に応じた要支援者対策を推進する必要があります。

さらに、高齢者、障がい者に対する虐待の疑いや、財産管理などに対する相談が増えてきています。虐待の早期発見や防止対策などの対応、成年後見制度の利用にかかる相談など、今後も、住民の協力のもとで引き続き権利擁護を推進する必要があります。

施策の体系

2-2-2 みんなで支える福祉のまちづくり

2 2 2 1 地域福祉活動の促進 *

2 2 2 2 緊急時対策の推進

2 2 2 3 権利擁護の推進

² ノーマライゼーション：障がい者などが地域社会の中で生活していく上で、特別視せず、基本的には、健常者と同様に生活していくことが正常であるという社会理念。

施策の方向

2 2 2 1 ◆地域福祉活動の促進

様々な機会を通じてお互いが理解しあい尊重しあえるよう小・中学校における福祉教育など学校教育や生涯学習の場を通じて、ノーマライゼーションの理念の普及、啓発を図ります。

また、住民の「ともに支えあい、助けあう」意識の高揚を図るとともに、思いやりの心を持って地域福祉活動が展開されるよう地域福祉の推進に必要な人材の育成、確保に努めます。

さらに、住み慣れた地域で、安心して充実した生活を送ることができるよう地域福祉のネットワークを活かし、見守りを含むボランティア活動などの活性化を促進し、活動内容にかかる情報の周知に努めます。

2 2 2 2 ◆緊急時対策の推進

寝たきりや認知症の高齢者、障がい者やその家族等が安心して生活することができるよう特に援護が必要な人々の特性と要望に応じて、災害時の避難体制も含めた避難行動要支援者の緊急時の支援体制づくりに努めます。

2 2 2 3 ◆権利擁護の推進

高齢者、障がい者やその家族等が安心して暮らせるよう高齢者、障がい者の虐待防止や権利擁護制度の周知、啓発を行うとともに、相談・支援体制の充実に努めます。

2-2-3 高齢者が活動できる環境づくり

現状と課題

本格的な高齢社会を迎えています。高齢者の多くは支援や介護を必要としない元気な人々です。こうした人々が充実した高齢期を送るためには、高齢者自身が地域や社会とのかかわりの中で生きがいを実感できることが大切です。このため、高齢者の知識や経験、能力を活かした地域づくりのしくみを充実させるとともに、高齢者の社会活動が自主的に展開されていくための支援が求められています。

高齢者人口の増加に伴い一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加しています。今後も、地域で孤立しがちな高齢者、手助けが必要な高齢者の日常生活を支え、住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続することができるようにするためには、公的な施策だけでなく、訪問や配食といったボランティアなどによる生活支援の提供を組み合わせ、高齢者を取り巻く様々な課題を解決していく地域包括ケアシステムの構築が求められます。また、質の高い介護サービスを安定的に提供していくためには、不足している介護人材の安定的な確保、資質の向上などに対する取り組みを検討していくことが求められます。

特に、認知症高齢者は今後も確実に増加していくことが見込まれることから、認知症高齢者を地域でケアできるよう、認知症サポーター等の見守りや支えあいを含めた地域での支援体制を整備するとともに、認知症の人や家族を医療機関や介護施設または各種提供メニューへつなげる体制づくりや、本人やその家族に合った支援を行うことが必要です。

施策の体系

2-2-3 高齢者が活動できる環境づくり

2 2 3 1 生きがい対策の推進

2 2 3 2 就労機会の充実

2 2 3 3 包括的な支援、サービスの充実

2 2 3 4 認知症高齢者対策の推進

施策の方向

2 2 3 1 ◆生きがい対策の推進

高齢者等が住み慣れた地域の中で、連帯感を育みながら、地域社会と交流できるような支援を図ります。

また、生涯学習を通じた活動を支援するため、高齢者の学習機会の向上を図ります。

2 2 3 2 ◆就労機会の充実

活気ある社会の実現や高齢者の生きがいづくり、介護予防につなげるため、ことぶき人材センターの会員の増強及び法人化の検討などをはじめ、様々な社会活動や生産活動の機会の拡大を図るとともに、長年培った経験、知識、能力を活かした地域づくり活動の活発化を促進します。

2 2 3 3 ◆包括的な支援、サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい自立した生活を継続することができるよう、住民の各種相談を幅広く受け付け、制度の垣根にとらわれない横断的、多面的な支援を行うとともに、介護予防・日常生活支援総合事業を導入し、高齢者の要望や状態の変化に応じて、予防、医療、介護、生活支援、住まいにわたる包括的な各種メニューの途切れのない提供に努めます。

さらに、介護サービスの安定した供給のために不可欠な人材の確保、育成と資質の向上、及び施設等の社会基盤の確保に向けて、必要な支援を図ります。

2 2 3 4 ◆認知症高齢者対策の推進

認知症高齢者を地域でケアできるよう認知症の人や家族を医療機関や介護施設または各種提供メニューへつなげるよう認知症の相談窓口を設置するとともに、医療、保健、福祉の関係者の連携により認知症初期集中チームを設置し、本人やその家族一人ひとりに合った支援体制の整備を図ります。

また、地域における理解や支援が得られるよう、住民に対し認知症への理解についての普及啓発を図ります。

2-2-4 障害者が自立し、安心して暮らせる環境づくり

現状と課題

当町では、障がいのあるなしにかかわらず、一人ひとりがかげがえのない存在であるとの認識から、社会の様々な場面において、社会的な障壁がなくなるよう合理的な配慮がなされ、障がい者の差別を解消し、虐待を防ぐことによって、共生社会を実現するための総合的な取り組みを進めています。

現在、障がい者の高齢化が進行するとともに、抱える障がいは重度化、重複化してきています。一方、精神障がいや発達障がいが増えるようになり、そうした障がい者の生活や就労を支援するための場が増えつつあります。障がいの種類や程度にかかわらず、すべての障がい者が地域での生活を継続できるようにするためには、共助と公助の支援が両輪となって地域生活を送る上での暮らしを支えていくことが重要です。このため、手話や音訳といったコミュニケーション支援や生きがい、交流のためのボランティアなどの共助による支援と協調しながら、相談支援体制や障がい福祉サービスを充実させるとともに、障がい者の雇用を促進し、就労定着を支援していく必要があります。特に、身近な地域での生活を保障するため、各種相談等のコーディネートをしたり、緊急時の受入等を集約できる拠点の整備が求められます。

障がい者も障がいのない人と同様に充実した人生を送るためには、生涯にわたって楽しく学べることが大切です。東京オリンピック・パラリンピックや全国障害者スポーツ大会三重大会を契機として、障がいの有無にかかわらずともに生涯学習やスポーツ・レクリエーションに取り組む気運を高めつつ、障がい者の社会参加活動を支援していく必要があります。

施策の体系

2-2-4 障害者が自立し、安心して暮らせる環境づくり

2 2 4 1 早期発見とリハビリテーション対策の充実

2 2 4 2 生活支援サービスの充実

2 2 4 3 障害者の就労の場づくり

2 2 4 4 生きがい活動の促進

施策の方向

2 2 4 1 ◆早期発見とリハビリテーション対策の充実

障がいの原因となる疾病等の予防や早期発見、早期治療のため、保健対策の充実に努めるとともに、関係機関と連携し、健診後のフォローに努めます。

また、障がいを軽減するため、適切な保健、医療やリハビリテーションの提供体制の充実に努めます。

2 2 4 2 ◆生活支援サービスの充実

障がい者が地域で安心して自立した生活が送れるよう地域生活を支える各種福祉施策の充実を行うとともに、人材の確保、育成と施設等の社会基盤の整備により、総合的、効果的、効率的な事業提供体制の確保に努めます。特に、相談や提供メニューの利用調整、及び緊急時の受入のため、地域生活支援拠点の整備を検討します。

また、障がい者を支える家族のストレスや介護の負担を減らすため、包括的な支援に努めます。

2 2 4 3 ◆障害者の就労の場づくり

障がい者の職業的自立を促進するため、関係機関と連携し、多様な産業分野において障がい者雇用を促進する啓発及び各種制度等の周知徹底を図るとともに、障がい者が職業を通じて社会参加できるよう支援に努めます。

また、障がい者の社会参加の促進に関する理解を広めるため、住民に対しても様々な媒体による啓発を図ります。

2 2 4 4 ◆生きがい活動の促進

障がい者が生きがいを持ち、充実した生活が送れるよう、東京オリンピック・パラリンピックや全国障害者スポーツ大会三重大会を契機とした気運の醸成、機会の充実に努めるとともに、生涯学習やスポーツ・レクリエーションなど様々な形で障がいの有無にかかわらずともに取り組める社会参加や交流の活動を促進します。

2-2-5 社会保障の充実

現状と課題

社会保障制度は、国民の安心や生活の安定を支えるセーフティネット³としての機能を果たしているところですが、高齢化が急速に進む中において社会保障費も増大しており、将来にわたってしくみを維持させていくため、社会保障と税の一体改革の取り組みが進められています。

このような中、不況による地域経済の低迷と家族や地域でのセーフティネット機能の低下を背景とし、生活保護被保護世帯が増加傾向にあります。生活困窮者自立支援法を受けて、適正な保護の実施と自立に向けた相談や支援とともに、生活保護に至るまでの段階での自立支援対策が求められるようになったことから、町社会福祉協議会なども含め関係機関との連携をより一層深め、対応していくことが重要となっています。

医療費助成については、特に、乳幼児医療において制度の拡大が図られてきましたが、今後も、社会的支援を必要とする人々に対し安定的な制度の実施に努めていく必要があります。

国民健康保険会計の適正な運営を図るため、国、県の補助制度の充実を働きかけるなど健全な財政の確立に努めています。国民健康保険の制度改革により平成30年度には運営主体が県となりますが、今後の安定的な運営のためには、生活習慣病対策などを行うことにより、被保険者の健康増進を図り、医療費を抑制することで、財政の健全化を図っていくことが求められます。

施策の体系



³ セーフティネット：危機に対する社会的な安全対策のこと。雇用保険、生活保護制度などが該当する。

施策の方向

2 2 5 1 ◆生活自立への福祉支援

生活に困窮する人の多様な相談に対応するため、民生委員、町社会福祉協議会等との連携を図り、迅速な対応に努めるとともに、県福祉事務所等の関係機関との連携を図り、各種社会保障制度や生活福祉資金などの活用に関する相談、指導の充実に努めます。

また、生活の自立に向けて、県福祉事務所等の関係機関と連携した生活困窮者自立支援対策に努めます。

2 2 5 2 ◆医療費等の負担軽減

安心して医療等を受けることができるよう心身障がい者、一人親家庭、子ども等への医療費助成を行い、自己負担の軽減を図るとともに、保険制度のあり方自体の見直しについて国に働きかけます。

2 2 5 3 ◆国民健康保険事業の適正な運営

被保険者の健康増進を図り、医療費の抑制につなげるため、保険、福祉、医療の連携によって健康診査や保健指導を進めます。

また、国民健康保険会計の健全運営に向け、財政の確立に努めるとともに、制度改正への適切な対応を行います。

2-3-1 人権を尊重する社会づくり

現状と課題

私たちの社会には、性別、年齢、国籍、疾病やハンディキャップなどを理由に人権が侵害されることがあります。人権問題は普遍的な問題ですが、近年では被災地に対する偏見、LGBTと呼ばれる性的マイノリティ（少数者）に対する差別なども社会問題化しつつあります。こうした中、当町では、様々な人権問題やいじめに関する問題等を取り上げた各種啓発活動の取り組みを行うとともに、相談窓口を設置し、個別問題の早期解決に努めています。今後も、「人権尊重の町宣言」に基づき、人権に関する情報提供や教育、啓発活動を継続して実施し、学校、家庭、地域が一体となって、すべての人の人権が尊重され、互いに温もりと心の豊かさを実感できる社会づくりを進めていかなければなりません。

施策の体系



施策の方向

2311◆人権教育、人権啓発活動の推進

すべての人の人権が、真に尊重される社会の実現を目指し、新たに顕在化している問題などを含めた様々な人権にかかわる課題を取り上げ、人権に関する学習機会の確保を図り、内容の充実、改善に努めます。

また、人権意識を高揚するため、関連団体やボランティアなどと協働しながら、様々な機会を通じた啓発活動を進めます。

2312◆人権相談体制の充実

人権にかかわる多種多様な相談に対応するため、関係機関との連携強化を図るとともに、相談員の資質向上に努め、相談体制の充実に努めます。

また、ドメスティック・バイオレンスや虐待などの問題に対応するため、防止のための啓発や相談事業の充実、自立に向けた支援などの取り組みを行います。

2-3-2 男女共同参画社会の形成

現状と課題

男女共同参画社会の形成に向けて、仕事と生活の調和のための社会制度の普及が進んでいますが、現実には、依然として一部に性別による固定的な役割分担意識は残り、必ずしも仕事と生活の調和が十分には図られていないのが現状です。このため、男女共同参画意識の醸成のため行政はもちろんのこと住民や企業などに対して意識啓発や人材育成に役立つ施策を行い、あらゆる分野における男女共同参画を進めるとともに、様々な問題に対する相談体制が求められています。一方、国は「女性の活躍」を重視し、特に女性が働きやすい環境づくりに力点が置かれています。これと、男性の家事・育児への参画は表裏一体であることから、働き方の見直しなども含めて、性別にかかわらずともに仕事と生活の調和が図られるよう、家庭や地域、事業所における気運を高めることが求められます。

施策の体系



施策の方向

2 3 2 1 ◆男女共同参画に向けた意識の啓発

家庭、地域、職場における男女共同参画に向けた意識づくりと人材の育成に向けて、男女の相互理解についての学習機会の拡充を図るとともに、広報や講演会などによる啓発活動を行います。

2 3 2 2 ◆男女共同参画の推進

性別にかかわらず仕事と家庭生活、地域生活の両立が可能となるよう、長時間労働の是正などの働き方の見直しを含め、仕事と生活の調和の推進を図ります。

また、女性活躍推進法に基づく行動計画が策定され、女性が働きやすい環境が整えられるよう、周知を図ります。

2-3-3 多文化共生社会の形成

現状と課題

当町において外国人は増加傾向にあり、地域に根付いて定住する傾向があることから、国籍を問わず地域住民として、地域社会への参加を促していくことが求められています。また、経済社会のグローバル化の進展に伴い、諸外国との交流形態が多様化し、住民が国際理解を深めていくための取り組みが求められています。このため、異なる文化や習慣を尊重しあう多文化共生社会のための環境づくりを進めていく必要があります。

施策の体系



施策の方向

2 3 3 1 ◆多文化理解教育の充実

国際性豊かな人づくりを進めるため、諸外国の文化や生活習慣、価値観などに対する住民の理解と認識を深めるための機会の拡充を図ります。

2 3 3 2 ◆多文化共生の推進

在住外国人への生活支援を行うため、防災、医療などの行政や生活に関する多言語による情報提供の充実を図ります。

また、多文化共生社会の形成に向けて、在住外国人や留学生の交流を促進するとともに、地域社会の構成員である在住外国人のコミュニティ活動などへの参加を促進します。

3

人と環境にやさしいまち

3-1-1 潤いある景観の形成

現状と課題

当町には、三滝川、朝明川など地域に潤いを与える河川が流れており、継続した護岸整備や河川整備が重要となっています。また、大羽根公園、大羽根緑地、朝明緑地、三滝川いこいの広場の4つの都市公園があり、県営の北勢中央公園、三重県民の森など多くの公園、緑地に恵まれています。身近な公園や広場の整備も求められています。

平成16年に景観法が施行され、景観法に基づく三重県景観計画により、平成20年4月1日から一定規模以上の開発及び建築行為等については、届出が必要となっており、当町においては、特に自然環境に配慮した景観づくりが望まれています。

施策の体系



施策の方向

3-1-1-1 ◆水と緑のネットワークの形成

良好な自然環境を形成する森林、農地の緑、東海自然歩道、三滝川や朝明川等の水辺空間を骨格的な環境資源として保全し、水と緑のネットワークの形成を図ります。

特に、集中豪雨により寸断されている東海自然歩道の早期復旧等を県に働きかけます。

3-1-1-2 ◆公園、緑地の整備と管理体制の充実

災害時の避難場所としての活用など多様な機能を発揮させるため、地区の特性に配慮した公園、緑地の整備を促進します。

また、持続的に公園の維持、管理が行えるよう公園の管理体制について検討するとともに、住民の参加と協力を促進します。

3-1-1-3 ◆地域の特性を活かした景観の整備

自然景観や町並みと調和した美しい景観を創出するため、土地利用や地域ごとに異なる特徴的な景観を活かしつつ、県との連携のもと建物や広告物などの指導に努め、良好な景観整備を促進します。

3-1-2 人と環境にやさしい居住環境の創造

現状と課題

本格的な高齢社会を迎え、安心して住み続けられる住宅環境がますます求められています。また、住宅の機能向上や暮らし方の工夫などにより、環境負荷の低減を実現していくことも、居住環境を考える上で重要な観点となっています。町営住宅については、耐震性の低い住宅の取り壊しを進めています。高齢者や障がい者をはじめ、安全で快適に生活できるようユニバーサルデザイン⁴のまちづくりの観点を取り入れつつ、新たな住宅及び居住環境の施策の検討が必要となっています。あわせて、倒壊の危険が伴う特定空家等⁵に対する対策が求められることから、空家の状況を的確に把握し、有効な方策を取り入れていくことが必要です。

町葬祭会館は、生活様式の変化に伴う需要の高まりから増設や改修を行った結果、利用者が増えています。町斎場施設については、適切な維持改修整備を行っていく必要があります。

施策の体系

3-1-2 人と環境にやさしい居住環境の創造

3 1 2 1 人と環境にやさしい住宅の推進

3 1 2 2 ユニバーサルデザインのまちづくり

3 1 2 3 やすらぎのある斎場の運営

⁴ **ユニバーサルデザイン**：ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示すように「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、多くの人利用可能であるように、製品や建造物、生活空間などをデザインすること。

⁵ **特定空家等**：周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態にある空家等のこと。

施策の方向

3 1 2 1 ◆人と環境にやさしい住宅の推進

快適に安心して住み続けられるよう住宅の情報提供や相談体制の充実に努め、高齢者や障がいのある人に配慮した住宅の普及を図ります。

また、環境負荷の少ない持続可能な循環型のまちづくりに向けて、環境負荷を低減するための技術の活用や工夫に関する住宅の情報提供を図り、普及を促進します。

さらに、特定空家等に対する対策を検討し、周辺的生活環境の保全を図ります。

3 1 2 2 ◆ユニバーサルデザインのまちづくり

住民が安全かつ自由に利用できるよう公共建築物や道路、公園などの公共施設にユニバーサルデザインを取り入れるよう努めます。

3 1 2 3 ◆やすらぎのある斎場の運営

やすらぎある斎場の運営に向けて、補修などの適切な維持管理、運営を行います。

3-1-3 みんなで取り組む自然環境の保全と快適な生活環境の確保

現状と課題

鈴鹿山脈や郊外に広がる農地などの豊かな自然と緑は、当町にとってかけがえのない貴重な資源であるとともに、水源涵養や保水など多様な役割を担う重要な環境資源となっています。また、地域の環境や私たちの暮らしは、多くの生物が生態系を形成することで支えられています。しかし、都市化の進展や生活様式の変化に伴い、多様な生物の生息地が徐々に減少するとともに、産業構造の変化等により、森林や農地の管理が行き届かず、放棄や減少する傾向が見られ、環境保全能力の低下が懸念されています。当町では、外来種の駆除などの自然を守る住民主体の取り組みが継続して行われており、平成22年には生物多様性条約締結国会議（COP10）の関連会議が開催されました。身近で貴重な自然環境や豊かな生物多様性を次世代に引き継ぐためには、こうした住民の主体的な環境再生・保全活動を促し、持続可能な環境共生型の地域づくりを進める必要があります。そのため学習機会の創出や人材育成が求められています。一方、近年では、特定外来生物による生活被害の事案も増えてきており、適正な対処方法の周知を図る必要があります。

当町では、良好な生活環境に恵まれたまちをつくるため、住民主体による「クリーン大作戦」などの美化活動が毎年実施されています。今後も、住民一人ひとりの美化意識を高揚させるとともに、住民、事業者、行政が協働の関係を強めて美化活動や公害、不法投棄の防止対策を進めていくことが求められています。

施策の体系

3-1-3 みんなで取り組む自然環境の保全と快適な生活環境の確保



施策の方向

3 1 3 1 ◆環境教育、環境学習の推進

環境問題に主体的に取り組むことのできる人材を育成し、環境に配慮した行動の実践を促すため、家庭や地域、学校など様々な場において、身近な自然とのふれあいや環境教育、環境学習の充実を図ります。

また、生態系の維持と保護を意識し、地域社会の発展への貢献に配慮できるようエコツーリズムの推奨を図ります。

3 1 3 2 ◆参加と協働による環境美化の推進

生活空間が清潔に保たれるよう住民、地域、企業、行政の協働により、まちの美化を図るとともに、環境美化意識や生活マナーなどの向上を促進します。

3 1 3 3 ◆自然環境の保全

豊かな自然環境の適切な保全と希少な動植物の適切な保護や野生動植物の生息・生育環境など生物多様性の保全、創出に向けて、自然環境に対する住民や事業者の意識高揚を図るとともに、住民が主体となった環境保全活動に関する支援を行います。

また、有害な外来生物について、適正な対処方法も含めた情報提供を行います。

3 1 3 4 ◆公害の予防と監視、指導の強化

公害の発生を未然に防止するため、大気、水質、騒音における監視・測定体制の充実に努めます。また、公害の予防と監視・指導体制の強化に向けて、県等の関係機関と連携し、発生源への立ち入りや指導を行います。

あわせて、環境負荷を低減する観点からも、事業所の取り組みを促進します。

3 1 3 5 ◆不法投棄の防止

地域の良い生活環境を保持するため、地域との連携により、空き地や森林、河川等への不法投棄に対する監視体制の強化を進めるとともに、産業廃棄物処理業者に対しては、関係機関と連携して適正な処理を促進します。

3-1-4 持続的な循環型社会の実現

現状と課題

地球温暖化の進行は、私たちの日々の活動すべてが大きく関係していると言われてい
ます。東日本大震災における福島第一原子力発電所事故の影響や、政府の固定価格買取制度
の開始により太陽光発電などが普及し、再生可能エネルギーへの関心が高まってきました
が、二酸化炭素の顕在的な排出削減には至っていないのが現状です。こうした中、平成2
7年にパリで開催されたCOP21において、京都議定書に代わる温室効果ガス削減のた
めの国際枠組みとしてパリ協定が採択され、この削減目標達成に向けた対策を進める必要
があります。当町においても、生活全般において温室効果ガスの排出を削減し、持続的な
循環型社会を実現するため、引き続き、再生可能エネルギーの普及拡大や省エネルギー化
などへの取り組みを進めることが重要です。

廃棄物の排出を抑制するため、「菰野町廃棄物の減量推進及び適正処理並びに環境保全に
関する条例」を制定し、一般廃棄物処理実施計画を毎年作成して、広く廃棄物処理内容に
ついて周知することに努めてきました。しかし、3R（ごみの発生抑制、再使用、再生利
用）の推進のためには、現在の廃棄物の状況を把握し、長期的な視野を持って効率的かつ
効果的に取り組んでいく必要があります。また、平成3年に建設された清掃センターが老
朽化し、ごみの質的な変化も相まって、処理能力が低下してきていることから、主要設備
に対しての基幹的設備改良工事を行い、施設の延命化を図るとともに、ごみの発生抑制・
再利用を進めていくことが必要です。

施策の体系

3-1-4 持続的な循環型社会の実現

3 1 4 1 資源、エネルギーの有効利用

3 1 4 2 3R（発生抑制、再使用、再生利用）の推進

3 1 4 3 廃棄物の適正処理

施策の方向

3 1 4 1◆資源、エネルギーの有効利用

低炭素社会と持続的な資源循環型社会の実現に向けて、住民や事業者に対し、自然エネルギーの活用や省エネルギー化活動などそれぞれの立場での地球温暖化防止に向けた取り組みを促進します。

また、電気自動車等の普及のための環境整備を行うとともに、森林整備事業者等によるオフセットクレジット制度⁶導入の可能性について検討を行います。

3 1 4 2◆3 R（発生抑制、再使用、再生利用）の推進

循環型社会の構築を目指すため、現状の廃棄物の状況についての調査分析のもとで3 R（リデュース＝発生抑制、リユース＝再使用、リサイクル＝再生利用）を推進し、中でも「ごみを出さない」ことに重点を置きながら住民、事業者、行政が役割を認識して意識を高め、中長期的な視点に立って積極的な資源物の回収や可燃ごみの減量化を図ります。

3 1 4 3◆廃棄物の適正処理

廃棄物の処理については、自然環境や生活環境に影響が及ばないよう適正な処理能力を維持するため、清掃センターの延命化のための適切な改修等を行うとともに、今後のごみ処理体制のあり方に対する検討を行います。

⁶ オフセットクレジット制度：ある場所での二酸化炭素などの温室効果ガスの排出分に対し、植林や森林保護、クリーンエネルギー事業などによって、別の場所で吸収したり、削減したりしたものを「削減量」として取引（購入）すること。

3-1-5 排水対策の推進

現状と課題

当町の汚水処理については、経済性の比較を基本としつつ、公共用水域の水質保全の重要性等の地域特性を総合的に勘案し、集合処理及び個別処理の区域判定を行っています。また、公共下水道等の計画区域外については、浄化槽の普及促進に努め、設置に対し費用の一部を補助しています。こうした取り組みが、水質保全及び水質改善という形で、公共用水域の水質検査結果に表れています。生活排水処理施設については、今後10年間で概ね整備を完了させていくという方針を国が打ち出しており、今後は、公共下水道等の適切な整備区域や整備手法を見定め、最終的に下水道が整備されない区域においては、浄化槽の整備を促すことが必要です。

また、公共下水道等の施設整備には多額な投資が伴うことから、経営基盤の強化、財政マネジメントの向上等が求められつつあります。

施策の体系



施策の方向

3 1 5 1 ◆汚水処理施設の充実

汚水処理の適正化に向けて、整備区域や整備手法を見定めながら公共下水道等の計画的な整備を推進するとともに、公共下水道等の計画区域外の地域については、浄化槽の普及を促進します。

また、整備済みの公共下水道等の施設については、定期的な点検と適切な維持管理に努めるとともに、個別処理である浄化槽等による適切な維持管理の啓発に努めます

3 1 5 2 ◆汚水処理の普及推進と経営の健全化

公共下水道等の健全な経営を目指し、供用開始区域内の家庭や事業所への啓発活動に努め、下水道接続を促進するとともに、地方公営企業法の適用に基づく公営企業会計方式の導入に合わせた経営の透明性と健全性の確保に努めます。

3-1-6 安全な水の安定供給

現状と課題

山間部の水道未普及地域への給水及び簡易水道の統合を進めてきた第6次拡張事業が平成28年度に完了予定となっており、県企業庁から購入する水道水を有効に活用し、配水区域の見直しなどを行っていくことが必要です。近年は、給水戸数は増加しているものの、給水量は減少傾向にあり、施設の有効利用を図りながら今後も安全で安心できる水道水の安定供給を持続することが必要です。

施設の更新については、水道施設耐震診断結果に基づき、耐震補強と同時に下水道管布設に伴い老朽化施設等の更新を順次図っています。財政とのバランスを勘案しながら、経年管の更新や水道施設の耐震化を行い、引き続き安定的な給水の確保に努めることが必要です。

施策の体系



施策の方向

3 1 6 1 ◆安定供給に向けた体制づくり

安全で安心できる水を住民や事業者に対して提供するため、水源地の適正管理の徹底に努めるとともに、そのおいしさをアピールし、水道水の利用拡大を図ります。

また、水道水を安定供給できるよう、県営水道からの受水分も含め水道施設の適正管理を行うとともに、簡易水道の上水道への統合に努めます。

3 1 6 2 ◆水道施設の整備

安定的な給水を確保するため、順次、老朽化した水道管の更新、整備を進めます。

また、非常時における水道水の確保に向けて、施設の耐震診断結果に基づき施設の耐震化を推進します。

3 1 6 3 ◆運営の効率化

健全な経営を持続できるよう水道の有収率の向上に努めるとともに、事業の合理化を徹底し、健全経営の維持に努めます。

また、業務の効率化や経費削減に向けて、民間委託などを検討します。

3-2-1 自然と調和した土地利用の推進

現状と課題

当町では、山林や農地が約7割を占め、豊かな自然・田園環境を守り、自然との調和の中で適切な土地利用を進めることが求められています。

当町は、四日市都市計画区域に属しており、町域の約34%に当たる3,687haが都市計画区域に指定され、そのうち367.9haが市街化区域に区分されています。今後、本格的な高齢社会や人口減少に対応するため効率的で効果的かつコンパクトな市街地の形成を進める必要があります。また、(仮称)菰野インターチェンジ周辺をはじめとして、都市的な土地利用が予想される地域では、適切な規制や整備手法により、計画的な土地利用の推進が求められています。

一方、都市計画区域外については、自然環境との調和を図りながら適正な土地利用への規制、誘導の検討が必要となります。

施策の体系

3-2-1 自然と調和した土地利用の推進

3 2 1 1 秩序ある土地利用の推進

3 2 1 2 都市計画の推進

3 2 1 3 協働のまちづくりの推進

3 2 1 1 ◆秩序ある土地利用の推進

土地利用に関する関連計画や関係法令の適正な運用を図り、山麓の豊かな自然・田園環境、優良農地を守り、自然と調和し生物多様性に配慮した総合的、計画的な土地利用を推進します。

また、(仮称)菰野インターチェンジの設置に伴い、その周辺及びアクセス道路沿線における秩序ある土地利用が図れるよう、周辺の土地利用方針に基づき、面的整備に向けた取り組みを推進します。

あわせて、既成市街地における秩序ある住環境を維持するための指導を行います。

一方、都市計画区域外における地域全体を捉えた総合的な土地利用については、規制、誘導の必要性やその場合の影響など地域住民との連携、合意形成を図りながら、引き続き適切な方策について検討します。

3 2 1 2 ◆都市計画の推進

コンパクトな市街地の形成に向けて、市街化区域における未利用地の活用を促進します。

また、土地の合理的な活用を図るため、住民の希望も取り入れつつ、計画的な土地利用の誘導を図ります。

3 2 1 3 ◆協働のまちづくりの推進

地域の住民が自ら判断し、自らの行動により地域の特性に応じたまちづくりを行っていけるよう地域まちづくり協議会の設置を促進し、地域の主体的なまちづくりの支援を図ります。

3-2-2 道路網の整備、充実

現状と課題

三重県北勢地域では、新名神高速道路や東海環状自動車道などの整備が進められ、県境を越えた広域的な高速道路網が構築されつつあります。新名神高速道路は、平成30年度に供用開始予定で、町内に（仮称）菟野インターチェンジが設置されます。あわせて、（仮称）菟野インターチェンジへの連絡路線である国道477号バイパスをはじめ、体系的にアクセス道路の整備が進められるとともに、町内の道路網についての計画的な道路整備に努めています。一方、山間部に当たる湯の山地区の防災対策や観光面での活用に向けて、国道477号と湯の山地区を結ぶ（仮称）湯の山大橋の整備が進められています。こうした道路網の整備を観光や産業活動、生活利便性の向上につなげるため、段階的に道路ネットワークの充実を図るとともに、歩行空間の創設など人にやさしい道づくり、災害時に十分機能を発揮できる安全安心な道づくり、観光地としての景観に配慮した道づくりなど様々な観点からの道路整備が求められています。

施策の体系



施策の方向

3 2 2 1 ◆高規格道路の整備促進

中部圏、近畿圏と当町との広域的な連携を強化するため、新名神高速道路及び（仮称）菟野インターチェンジへのアクセス道路の整備を働きかけます。

3 2 2 2 ◆地域幹線道路の整備

当町内の主要区間や当町と周辺市町を連絡する地域幹線道路については、安全性、利便性を向上させるため、道路整備を推進します。

3 2 2 3 ◆生活幹線道路、生活道路の整備

幹線道路へ連絡する効果的な道路網の構築に向けて、生活幹線道路の整備を推進します。

また、安全で快適に利用できる道路環境の維持、向上に向けて、道路交通環境の変化に合わせながら、各道路の役割に応じて車道や歩行空間の確保、ユニバーサルデザイン化などに努めます。

3 2 2 4 ◆道路環境の維持、向上

災害時における緊急輸送路や避難路などとして指定された路線は、災害に強い道路となるよう整備に努めます。

また、観光地としての景観及び動線に配慮した道路整備に向けて、沿道の緑化、美化などに努めます。

3-2-3 公共交通ネットワークの充実

現状と課題

公共交通機関は、環境への負荷の低減を図るといった観点からも、徒歩を含むすべての交通が総合的に連携することが求められています。また、同時に円滑で快適に輸送サービスの提供が受けられるよう、安全性と輸送サービスの質の確保も求められています。

当町の公共交通機関は、町南部を東西に走る近鉄湯の山線の鉄道をはじめ、三重交通による路線バス、町によるコミュニティバスで構成されています。菰野駅前において、交通機能の充実と利便性の向上を図るため菰野駅前広場の整備を行いました。引き続き菰野駅周辺の環境整備を進めていく必要があります。

コミュニティバスは、「菰野駅」「けやき」をターミナルに主要施設などを結ぶ身近な交通手段として運行を行っています。運行開始から10年を経て、平成27年11月から路線及び時刻の見直しを実施しており、運行状況等を検証した上で、コミュニティバスを含む新たな地域公共交通網を構築することが必要となっています。

施策の体系

3-2-3 公共交通ネットワークの充実

3 2 3 1 公共交通の利便性向上

3 2 3 2 公共交通の環境整備

3 2 3 3 公共交通の利用促進

施策の方向

3 2 3 1 ◆公共交通の利便性向上

コミュニティバスについては、利用しやすく、利用者の要望に応じた運行内容を目指し、試行運行及び協議を重ね、新たな地域公共交通網の構築を図ります。

また、その他の公共交通については、利便性の向上を目指し、事業者に対し利用者の観点から改善等を積極的に働きかけていきます。

3 2 3 2 ◆公共交通の環境整備

交通結節点となる菰野駅前での利便性をさらに高めるため、引き続き総合的な環境整備を進めます。

また、その他の駅の利用環境を向上させるため、関係機関や地元住民と調整の上、景観に配慮した環境づくりを図るとともに、駅周辺のユニバーサルデザイン化を促進します。

3 2 3 3 ◆公共交通の利用促進

人と環境にやさしいまちを目指して、公共交通機関の意義を再認識し、利用が促進されるよう、住民への意識啓発を図ります。

3-2-4 情報化の推進

現状と課題

情報通信技術の進展はめざましく、人々の生活利便性を高めるとともに、行政サービスの迅速かつ効率的な提供にも寄与しています。スマートフォンの急速な普及を受けて、移動端末による情報サービスの提供が必須となる中、当町は平成24年にソーシャルメディア⁷にやさしい町を宣言し、ソーシャルメディア広報を実施するとともに、学校教育や生涯学習において適正かつ効果的な利用方法の普及を図っています。今後は、インターネットを活用する個人や団体が良質な情報をストレスなく受信・発信できる環境を整えていくことが求められるとともに、こうした環境を住民も容易に利用できる情報共有しやすくすることで連携や交流を図ること、また、情報を選別し有効活用できる能力の向上を促すことが求められます。

施策の体系



施策の方向

3 2 4 1 ◆地域情報化の促進

快適な生活の支援、住民自治の推進、産業活性化の支援などを行うため、民間事業者と連携して地域情報化を促進します。

また、使いやすい情報に向けて、スマートフォンをはじめとする移動端末に対応した情報システムの整備や情報コンテンツなどの充実を図ります。

さらに、住民をはじめとする利用者の利便性を向上させるため、各公共施設における情報ネットワークの充実に努めます。

3 2 4 2 ◆情報学習の充実

高度情報化に対応した人材の育成や住民の情報に対する判断力を高めるため、学校教育や生涯学習の場を通じて、情報学習の充実や情報モラルを高める啓発を図ります。

⁷ ソーシャルメディア：ミニブログや各種SNS、動画投稿サイトなど、誰もが参加できる双方向の情報発信メディアのこと。

4

元気で心豊かな人が育つまち

4-1-1 生きる力を育む学校教育の充実

現状と課題

当町では、すべての小学校区に幼稚園または幼保一体園を設置し、3歳児保育及び一時預かり事業を実施しています。各園においては、様々な遊びを中心とした生活を通して、園児一人ひとりの自発的な活動を重視した教育を推進しており、今後も家庭や地域との連携を深め、人間形成の基礎を培う幼児教育の充実に努める必要があります。

小・中学校については、県下有数の大規模校を有し、学校規模や配置基準が見直される中、児童生徒数の今後の動向を踏まえて、将来的には規模の適正化を検討することが求められます。

全国的に子どもの学力低下が叫ばれる中、児童生徒の確かな学力の定着を図るためには、必要に応じて少人数教育を導入するなどきめ細かな指導を行うことや子どもを主体にした創意ある教育課程の編成が必要です。一方、小学校における外国語活動の実施や食育への取り組みなど新しい教育課題への対応も必要となっています。また、学習意欲の向上を図りながら、高校生や大学生、大人から地域の自然や文化等を学ぶことで、郷土愛を育み、地域とのつながりの中で自分や友だち、家族などを大切にすることを育てることも大切です。

近年、様々なストレスなどから心に悩みを抱える児童生徒が増えています。いじめ等の問題や不登校への未然防止に取り組み、早急かつ適切に、家庭や関係機関との連絡を密に取りつつ対応していかなければなりません。また、就学前から義務教育、さらに将来に向けて途切れのない特別支援教育を充実するとともに、日本語指導を必要とする外国籍の児童生徒や経済的に就学が困難と認められる家庭など、多様な支援が必要な家庭が増加傾向にあり、その対応が求められています。

さらに、学校運営については、地域とのつながりを大切にし、信頼に応える地域に開かれた学校づくりが必要です。一方、防犯、防災面での安全確保にも十分配慮する必要があります。児童生徒が安全かつ快適な学校生活を送ることができる環境整備が求められています。

施策の体系

4-1-1 生きる力を育む学校教育の充実

4 1 1 1 幼児教育の充実

4 1 1 2 確かな学力の定着

4 1 1 3 豊かな心と体の育成

4 1 1 4 信頼に応える学校づくり

4 1 1 5 学校施設の整備、充実

施策の方向

4 1 1 1 ◆幼児教育の充実

子どもが豊かな感性を育み、基本的な生活習慣が定着するよう地域や自然とのふれあいなどを大切にした就学前教育の充実に努めます。

また、学びの連続性を確保するため、家庭、地域との連携や各中学校区における幼稚園、保育園、小学校、中学校間の連絡調整、園児と児童生徒との交流を図ります。

4 1 1 2 ◆確かな学力の定着

一人ひとりに応じたきめ細かな指導ができるよう少人数指導を推進し、基礎学力の定着を図ります。

また、教員の指導力向上及び授業改善を図るための、研修の充実に努めます。

支援が必要な児童生徒に対しては、幼稚園や保育園、家庭との連携により、一人ひとりに応じた指導の充実に図り、就学前から義務教育への途切れのない支援に努めます。

さらに、社会参画力を身に付けた子どもを育てるため、外国語活動及び外国語教育の充実、情報教育、キャリア教育の充実に努めます。

4 1 1 3 ◆豊かな心と体の育成

子どもたちが自らを律し他者とも協調を図りながら、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性を身に付けるため、学校、家庭、地域が連携して、人権、道徳、郷土教育及び感性や情操を育む教育の推進を図ります。

生涯を通じた健康な生活を送ることができる健やかな体を育成するため、日常的な運動習慣を身に付けさせるとともに、健康教育及び食育の推進を図ります。

また、いじめや不登校を未然に防止するため、学級満足度調査や各種アンケート等を活用しつつ、家庭や関係機関との連携を図りながら、児童生徒の心の教育や相談体制の充実に努めます。

4 1 1 4 ◆信頼に応える学校づくり

地域に開かれた信頼される学校づくりを積極的に進めるため、学校評議員制度等を活用し、保護者や地域住民が学校運営に参画する取り組みを図るとともに、学校自己評価の実施や学校ホームページ等を通じた情報発信に努めます。

4 1 1 5◆学校施設の整備、充実

安全安心で快適な学習環境を向上させるとともに、災害発生時の児童生徒の安全確保と収容避難所としての施設の機能確保を図るため、計画的な施設の改修、改築を推進します。

また、学校規模の適正化を図るため、児童生徒数の今後の動向を踏まえ、計画的な施設整備を検討します。

4-1-2 みんなで取り組む青少年育成施策の推進

現状と課題

地域住民の連帯感の希薄化、核家族化の進行や少子化等を背景として、家庭の悩みを抱えた子どもや社会的に自立できない青年、子育てに自信がないと感じる親が増加傾向にあります。青少年の健全育成を図る上で家庭教育の果たす役割が何より重要であることを、保護者一人ひとりに認識してもらうことが必要です。

地域社会における人間関係の希薄化は、青少年の意識や行動に大きな影響を及ぼしています。当町では、青少年育成町民会議を中心に、あいさつ運動、非行防止のパトロールや環境浄化活動などの取り組みが行われているところですが、青少年の豊かな感受性・創造性を養い、社会の一員としての責任と役割を自覚した上で自立を促すためには、家庭・地域・学校や関係団体が連携し、青少年育成のための健全な社会環境づくりに努めることが重要です。

放課後や休日は、地域活動やボランティア活動などに積極的に取り組む子どもたちがいる一方で、余暇をどのように過ごしたら良いか戸惑う子どもたちも見受けられます。子どもたちが様々な活動を通して、社会の一員としての自覚や協調性を身に付け、良好な人間関係を築くことができる機会の提供が必要です。

施策の体系

4-1-2 みんなで取り組む青少年育成施策の推進

4 1 2 1 家庭における教育力の向上

4 1 2 2 地域における青少年育成活動の促進 *

4 1 2 3 有害情報対策の推進

4 1 2 4 青少年の活動機会の充実

施策の方向

4 1 2 1 ◆家庭における教育力の向上

家庭における教育力の向上に向けて、家庭教育の重要性について保護者の意識啓発の機会の提供や保護者同士の交流、親子の体験機会などの創出を図るとともに、相談・支援体制の充実に努めます。

4 1 2 2 ◆地域における青少年育成活動の促進

複雑化する青少年問題に的確に対応しつつ、地域の教育力を高めるため、青少年育成町民会議や子ども会育成者連絡協議会などを中心に、家庭、学校、地域の連携による子どもの健全育成や放課後等における子どもの居場所づくりにかかわる取り組み、及び非行防止のための取り組みを促進するとともに、地域における青少年育成活動を支える支援者、指導者の養成を図ります。

4 1 2 3 ◆有害情報対策の推進

青少年を有害情報から守るため、学校教育だけでなく地域との連携によって、携帯電話、スマートフォンやインターネットなどを安全に利用するための情報モラル教育を推進します。

4 1 2 4 ◆青少年の活動機会の充実

青少年が自立心や社会性を育めるよう、豊かな自然環境や地域資源を活用した様々な体験活動や、同世代間、異年齢間の交流の場となる機会の提供に努めるとともに、ボランティア活動等を通じた青少年の社会参加を促進します。

また、青少年団体活動を活発化するため、活動支援に努めるとともに、ジュニアリーダーの育成を図ります。

4-2-1 生涯学習施策の推進

現状と課題

教養を高め、生活や仕事の質の向上を図ることを目的に、多様な学習機会を求める人が増えています。その一方で、人間関係が希薄になり、何かを始めたいと思ってもそれを具体的な活動に結びつけることが難しくなっています。当町では、住民の学習意欲に対応できるよう多様な公民館講座・教室の開設に努めていますが、指導者不足や参加者の固定化などの課題に対する対応が必要となっています。生涯にわたって、自分に適した手段や方法で学習することができ、その成果を適切に発揮することができる環境の実現を目指し、住民が自主的に学びあい・教えあう場としての学習機会の充実に努めるとともに、生涯学習情報の積極的な提供により、興味のあるものを見つけやすい、参加しやすい環境を整えることが大切です。

町立図書館は、平成20年4月の開館以来、来館者数、貸出冊数ともに増加を続けており、住民の生活リズムの中に図書館利用が定着しつつあります。今後も、住民の学習意欲に応える情報拠点として、蔵書及び機能の充実が必要です。

施策の体系

4-2-1 生涯学習施策の推進

4 2 1 1 生涯学習機会の確保

4 2 1 2 自主的な生涯学習活動の促進 *

4 2 1 3 生涯学習施設の整備、充実

4 2 1 4 図書館運営の充実

施策の方向

4 2 1 1 ◆生涯学習機会の確保

多様化する住民の学習意欲に応えるため、関係する情報の提供に努めるとともに、インターネットを活用した学習等を促進します。

また、生涯学習機会の充実を図るため、こういった学びの場が求められているかを的確に把握し、各世代の学習課題や生活課題に応じた公民館講座・教室の開設に努めるとともに、町内外の高等教育機関や民間企業等との連携による多様な学習機会の確保を図ります。

4 2 1 2 ◆自主的な生涯学習活動の促進

住民の主体的な学習活動を促進するため、自主学習グループの育成、支援を図るとともに、自主的な学習活動を支える指導者・学習リーダーの育成、確保を図ります。

また、住民の学習意欲を向上させるため、日ごろの学習の成果を発表できる場の提供に努めます。

4 2 1 3 ◆生涯学習施設の整備、充実

公民館等の生涯学習施設について、安全、快適に利用できるよう施設のユニバーサルデザイン化など施設整備を推進し、適切な管理運営に努めるとともに、地域において気楽に立ち寄れる生涯学習活動及び交流、親睦の場としての機能充実やネットワーク化に努めます。

4 2 1 4 ◆図書館運営の充実

町立図書館について、住民の多様な読書意欲に対応できるよう蔵書の充実に努めるとともに、利用者へのレファレンスサービス⁸の充実を図ります。あわせて、県や他市町の図書館、学校図書室との図書ネットワークの構築を図ります。

また、子どもたちの本に親しむきっかけづくりを進めるため、本の読み聞かせなどを行います。

さらに、郷土の歴史、文化にかかわる資料の収集に努めます。

⁸ レファレンスサービス：資料や情報を求める利用者の方々に、図書館員が文献の紹介もしくは提供するサービスです

4-2-2 生涯スポーツの振興

現状と課題

平成32年の東京オリンピック・パラリンピックや、平成33年の三重国体の開催が決定しており、スポーツに対する関心が高まっています。当町は鈴鹿山麓かもしかハーフマラソンやヒルクライムチャレンジなどの開催実績があり、住民の気運を高めるとともに、スポーツ施設の整備やスポーツを通じた人材育成などを進める必要があります。

当町における自主的な運営による住民のスポーツ活動の受け皿としては、総合型地域スポーツクラブ「元気アップこものスポーツクラブ」及びNPO法人「菰野町スポーツ・文化振興会」がそれぞれ活発に活動しています。こうした団体との連携を図り、子どもたちがスポーツに親しむ機会を提供するとともに、スポーツを通じて高齢者、障がい者の社会参画が広がるよう、日常的にスポーツに親しめる環境をつくる必要があります。また、加盟団体、団員数の減少に悩む体育協会やスポーツ少年団に対する運営支援に努めるとともに、より高い記録や技能に挑戦することのできる体制づくりを推進する必要があります。

スポーツ施設については、体育センター、B&G海洋センター、町営グラウンドがいずれも時間や曜日によって利用が集中するため、利用できる施設が不足しがちです。施設利用の見直しを行うとともに、高齢者や障がい者を含め、安心して利用できる施設整備が求められています。

施策の体系

4-2-2 生涯スポーツの振興

4 2 2 1 スポーツ・レクリエーションの普及

4 2 2 2 総合型地域スポーツクラブの支援 *

4 2 2 3 スポーツ団体や指導者の育成、支援

4 2 2 4 スポーツ施設の整備、充実

施策の方向

4 2 2 1 ◆スポーツ・レクリエーションの普及

スポーツ・レクリエーション人口を拡大するため、子どもから高齢者まで、また障がいの有無にかかわらずだれもが気軽に参加できるスポーツ・レクリエーション行事、教室の開催を進めます。

また、東京オリンピック・パラリンピックや三重国体、全国障害者スポーツ大会三重大会などを契機として、スポーツを通じた町内外での交流や活性化に対する気運を盛り上げます。

4 2 2 2 ◆総合型地域スポーツクラブの支援

総合型地域スポーツクラブにおいて、多世代型の多目的な事業展開ができるよう自主的な運営を支援するとともに、地域との連携強化を図り、地域全体でクラブを盛り上げていく体制づくりを促進します。

4 2 2 3 ◆スポーツ団体や指導者の育成、支援

住民の主体的なスポーツ活動を促進するため、NPO法人「菰野町スポーツ・文化振興会」との連携を図り、体育協会における事業の強化やスポーツ少年団の組織などスポーツ団体に対する育成、支援を図るとともに、プログラム及び指導体制の強化を促進します。

4 2 2 4 ◆スポーツ施設の整備、充実

町内のスポーツ施設について、楽しく利用できるよう、高齢者や障がいのある人の利用に配慮した改修を行うとともに、計画的な整備と維持管理を行います。

また、効果的な施設利用がされるよう、利用者への情報提供サービスの充実を図るとともに、近隣の県営施設や民間施設との連携を図り、広域的な施設利用について検討します。

4-2-3 豊かな文化の継承と創造

現状と課題

ストレスのたまりやすい現代社会にあって、住民の心に潤いと生きがいをもたらすものとして、芸術文化の果たす役割はますます大きくなっています。当町におけるスポーツ、文化活動の推進母体であるNPO法人「菰野町スポーツ・文化振興会」との連携のもと、住民の自主的な芸術文化活動が活発に行われるよう、地域における住民主体の文化活動を幅広く支援していくとともに、広報活動を行う上で施設間の連携やメディアなどを活用した積極的な情報発信に努めることが必要です。

当町には、国の指定天然記念物である「田光のシデコブシ及び湿地植物群落」をはじめ、有形、無形の文化財が多数存在します。先人から受け継いだ貴重な文化財や祭り、伝統行事、風俗習慣など地域固有の伝統文化は、途絶えさせることなく、町の財産として後世に伝え残していかなければなりません。

施策の体系

4-2-3 豊かな文化の継承と創造

4 2 3 1 芸術文化に触れる機会の確保

4 2 3 2 芸術文化活動の促進 *

4 2 3 3 芸術文化活動の拠点整備

4 2 3 4 歴史的・文化的資産の保護、活用 *

施策の方向

4 2 3 1 ◆芸術文化に触れる機会の確保

気軽に芸術文化活動に参加したり、質の高い芸術文化に触れることができるようNPO法人「菰野町スポーツ・文化振興会」との協働により、住民の興味、関心を促す魅力ある文化イベントや鑑賞機会の充実を図るとともに、イベント情報の発信方法を検討し、広く住民の参加を呼びかける工夫を行います。

また、子どもたちが実際に芸術文化に触れ、体験できる機会の充実に向けて、学校教育との連携を行います。

4 2 3 2 ◆芸術文化活動の促進

住民の主体的な文化活動を体系的に促進するため、芸術文化協会をはじめ、各種芸術文化団体、サークル等の育成、支援を図り、相互の交流と連携を促すとともに、それらの活動を支える指導者及びリーダー的な役割を担う人材の発掘、養成を図ります。

また、地域で草の根的に活動している個人やグループの活動を活発化するため、情報提供などの側面的な活動支援に努めます。

4 2 3 3 ◆芸術文化活動の拠点整備

優れた文化の鑑賞の場や文化活動の発表、創造の場となるよう計画的に文化振興拠点の整備充実を図るとともに、公民館や図書館などを住民の身近な芸術文化活動の場として、さらなる活用を図ります。

4 2 3 4 ◆歴史的・文化的資産の保護、活用

文化財を後世へ継承するため、保護が必要な文化財の調査や指定を行い、適正な保護・保存体制の整備を進めるとともに、古くから伝わる郷土芸能や伝統行事、祭りなどの価値について住民意識の啓発を図ります。

また、文化財を有効活用するため、文化財等ボランティアガイド等の養成と活用を図るとともに、郷土資料の展示公開に努めます。

さらに、学校教育や社会教育の場における郷土学習活動の支援を図るとともに、郷土愛を育むための展示や学習機会の充実を図ります。

5

にぎわいと活力に満ちたまち

5-1-1 まちの魅力を活かした観光の振興

現状と課題

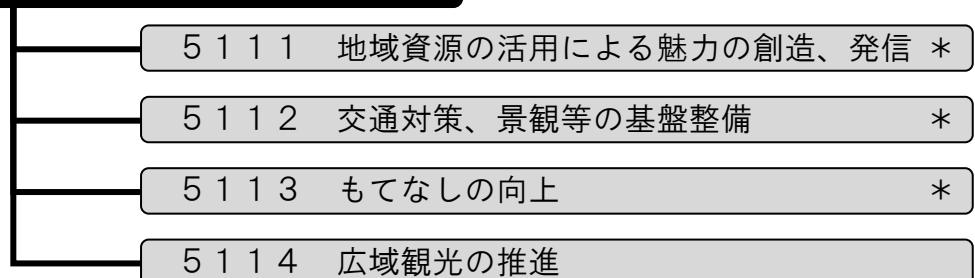
当町へは、平成26年に約260万人の観光客が訪れていますが、宿泊客は年々減少傾向にあります。客層もかつての団体旅行から友だちや家族といった小グループに変わり、観光ニーズも多様化してきており、中でも健康志向や環境配慮への関心が高まっています。これらの傾向に応えられるよう、当町の特長的な資源である鈴鹿国立公園等の多種多様な動植物など生物多様性や自然本来がもたらす憩い、癒しを観光客に提供するための新たなアプローチとして、農業体験、自然学習、スポーツイベント等と他産業との連携をさせた着地型観光の創出が求められています。

四季折々の景観や川のせせらぎが楽しめる湯の山温泉街は当町の宿泊拠点ですが、観光情報を得たり、休憩したりできる施設が少ないため、来訪者の滞在時間は長くありません。開湯1300年を迎える湯の山温泉を魅力あるものにするために、温泉効能のさらなる有効活用や健康食材の活用など、健康づくりを通じた観光振興とともに、渋滞対策や防災対策などにより観光客に安全かつ快適な時間と場所を提供できる環境整備が求められます。

観光のまちとして大切なことは、来訪者に「また来たい」と思ってもらえることであり、そのためには自然を活かした景観整備や商品開発とともに、住民ぐるみでの「もてなしの心」が不可欠です。あわせて、観光客を増やすだけでなく、実質的な経済的効果を生み出す地域内での経済循環のしくみを構築することが大切であり、当町の魅力は農村景観や特産物など町全体として発揮されるものであることから、観光事業者と農業者などの他産業の事業者との連携、協働による特産品開発や食の観光が進められています。さらに、外国人旅行客の受入整備の推進や、東京オリンピック・パラリンピックを視野に入れ、観光プロモーションの強化や広域観光の推進を図り、宿泊事業者、観光事業者などと協働して観光まちづくりを行うことが求められます。

施策の体系

5-1-1 まちの魅力を活かした観光の振興



施策の方向

5 1 1 1 ◆地域資源の活用による魅力の創造、発信

地域資源を活用し、地域内に効果が波及する着地型観光の展開に向けて、地域の魅力や特色を活かした観光拠点づくりとその連携を促進するとともに、観光業、農業、商工業などの各種団体が協働し、地域内調達率を向上させるしくみづくりに取り組みます。

また、長期間滞在できる受入のしくみづくりを地域全体で地域が主体となって進めていくため、鈴鹿国定公園や里地里山に見られる豊かな生物多様性など当町の自然の魅力を活かしたエコツーリズムやグリーンツーリズム、健康やスポーツと組み合わせた観光などを促進し、外部視点や若者視点を取り入れながら、観光資源の発掘、周遊ルートや農林業体験等の体験メニューの創造、発信に努めます。

特に、開湯1300年を迎える湯の山温泉については、環境整備や景観づくりを進め、農林商工業と観光業との連携によるオリジナル商品の開発などを引き続き支援するとともに、菰野富士周辺における新たな観光名所づくりを進めます。

5 1 1 2 ◆交通対策、景観等の基盤整備

観光客の利便性や快適性を高めるため、鉄道、バス事業者及び地域関係者などと協働して環境整備を進めるとともに、観光シーズンにおける自然環境及び観光客と住民に配慮した渋滞緩和などの交通対策や駐車場整備などを図ります。あわせて、災害発生時の避難路などの確保を図り、安全で安心して訪れることのできる観光地づくりを進めます。

また、地域の持つ魅力を最大限に伝えるため、関係者と協議を行いながら、住民参加のもとで景観づくりを図ります。

5 1 1 3 ◆もてなしの向上

来訪者の滞在時間を延ばすため、快適な時間を過ごすことができる施設の開設を検討するとともに、もてなしの心の醸成を図ります。

また、分かりやすくタイムリーな観光情報の発信・宣伝体制を強化するため、移動端末などにも対応できる多様な情報媒体の活用を図るとともに、民間事業者と連携してWi-Fiスポットを整備するなど、外国人旅行者にも対応した情報案内の向上に努めます。

5 1 1 4 ◆広域観光の推進

広域的に誘客するため、他の市町との協働した観光メニューの創出と旅行業界等との連携を図りながら、研修会の開催など外国人旅行者の受入環境の整備に向けた取り組みを進めるとともに、昇龍道プロジェクトなど広域連携に積極的に参画し、海外に向けた観光プロモーションの強化を図ります。

5-2-1 持続的な農林業の振興

現状と課題

当町の農業は、大規模な優良農地を中心に認定農業者や集落営農組織等による効率的な営農が進められ、その営農規模も年々拡大しています。しかし、こうした担い手農家についても高齢化が進んでおり、新たな認定農業者を確保しつつも後継者不足が懸念されています。また、今後農産物は海外産品との競争が激化する可能性があります。将来にわたって持続的に農業経営が続けられるよう地域営農体制を維持、強化しながら、消費者に選ばれる品質の良い農産物を提供していくことが必要です。

食の安全安心や食育などの面から、地産地消の重要性が高まっています。当町ではこれまで、町名の由来ともなっている「マコモ」を中心に特産物の定着化を図ってきました。今後は、子どもたちが食に関心を持ち、食を通じて健全な心身が育まれるよう、地域の食への理解を深める教育や交流の機会を持つことが重要です。また、観光地でもある利点を活かし、宿泊施設における地場農産物の活用や宿泊客の収穫体験など、農商工連携による「食の観光」を展開するためのしくみを検討することが求められています。

農家が減少する中、農道や農業用排水路といった土地改良施設の維持管理が課題となっていますが、多面的機能支払制度による農村環境整備が進められており、これらの制度を活用し、施設の長寿命化を図ることが求められます。

鳥獣害に関しては、年々被害が増加し、地域ぐるみでの追い払いや捕獲を実施しています。耕作放棄地対策と合わせて、引き続き有効な方策の検討が必要です。

林業を取り巻く環境は、依然として厳しい状況ですが、森林の持つ公益的機能や生物多様性の側面が以前にも増して期待されています。森林所有者、林業施業者、地域住民などと連携し森林資源の有効活用を検討し、森林資源によるエネルギーと経済の地域内循環システムを構築することが求められます。

施策の体系

5-2-1 持続的な農林業の振興

5 2 1 1 安定した営農体制の確保

5 2 1 2 産地化の推進

5 2 1 3 地産地消の推進 *

5 2 1 4 農地、農村環境の保全 *

5 2 1 5 有害鳥獣対策の推進

5 2 1 6 森林資源の管理、活用

施策の方向

5 2 1 1 ◆安定した営農体制の確保

持続的で安定した農業経営に向けて、地域における人・農地プランの内容を検討しながら、地域営農の中核となる担い手や地域営農組織の育成、確保を図ります。

また、農業生産性の向上に向けて、農地の利用集積や農業機械等の共同利用を促進します。

さらに、競争力の高い作物の効果的作付に向けて、営農指導体制の強化を図ります。

5 2 1 2 ◆産地化の推進

「菰野ブランド」を確立するために、小麦、大豆、野菜などの品質を高め、消費者の安全志向などに合った農産物の産地化を促進します。

また、特産品加工や観光へ活用するため、マコモをはじめとした新たな農産物の生産等を促進し、商工・観光業者等との連携強化を図ります。

5 2 1 3 ◆地産地消の推進

住民や観光客が地元の新鮮で安心な特産物を手に入れられるよう地産地消の生産・販売システムの構築を促進するとともに、産地直売所などの情報の充実を図ります。

また、子どもたちが「食」に関心を持ち、「食」を通じて健全な心身が育まれるよう地域の「食」と「農」への理解を深める教育や交流の機会を充実させます。

5 2 1 4 ◆農地、農村環境の保全

農業の持続的発展と農地の多面的機能を維持、向上させるため、優良農地の保全を図るとともに、農業基盤や楠根ためなど地域が受け継いできた農村環境を維持、向上できる体制づくりを促進します。さらに取り組みが全町に広がるよう、国、県の支援制度を活用し、施設の長寿命化を促していきます。

また、山間部などに耕作放棄地が増加しないようその活用方策について検討します。

5 2 1 5 ◆有害鳥獣対策の推進

鳥獣害を防止するため、住民による進入防止柵の設置や捕獲活動等に対する支援を行うことと合わせて、森林の適正整備を促進し、野生生物が集落に近づくことを防ぎます。

また、捕獲数が増大する有害鳥獣について、「三重ジビエ」等への活用を検討します。

5 2 1 6 ◆森林資源の管理、活用

森林が持つ公益的機能や生物多様性が維持されるよう森林施業の条件整備等への支援に努めるとともに、間伐材など森林資源を活用した木質バイオマス等についての検討を進めます。

5-2-2 活力を生み出す商工業の振興

現状と課題

地方における商業を取り巻く環境は厳しい状況にありますが、一押し商品など他との差別化を図る個別店舗が増え、商店街が独自サービスで活力を取り戻し、大型店舗とのすみ分けを図りながら、地域住民の消費財の提供先として、その役割を担うことが求められています。さらに、消費者の満足度を高める商業の展開を図るため、空き店舗の利活用に向けた方策を検討することが求められます。

当町では製造業の比率が高く、優良企業の立地も進み、製造品出荷額等は増加しています。わが国全体の鉱工業生産は改善しているものの、中小企業の経営は厳しい状況にあり、先行きの不透明感などから非正規雇用が拡大する傾向にあります。今後は、町に活力を与え、雇用の創出のため優良企業の立地を促進するとともに、商工会などの関係機関と協力して、経営基盤の強化や労働環境の改善に向けた支援の強化や情報提供が求められています。

施策の体系

5-2-2 活力を生み出す商工業の振興

5 2 2 1 ニーズに合った商業の展開

5 2 2 2 商工業経営基盤の強化

5 2 2 3 企業立地の支援

施策の方向

5 2 2 1 ◆ニーズに合った商業の展開

大型店舗とのすみ分けを図りながら、消費者の満足度を高める商業を展開するため、商店街整備や顧客サービスの展開を促進するとともに、空き店舗の利活用に向けた方策を検討します。

5 2 2 2 ◆商工業経営基盤の強化

商工業者の経営基盤を強化するため、その意識高揚や相談、指導の役割を担う商工会活動の支援を図ります。

あわせて、産業間のつながりによる地域経済の活性化に向けて、商工会が中心となった町内産業団体相互の連携、交流活動を促進します。

また、万古焼などの地場産業の振興に向けて、周辺市町と連携しながら、情報発信や支援の充実を図ります。

5 2 2 3 ◆企業立地の支援

雇用の確保に向けて、東西南北の交通の結節点となりゆく当町の特性を活かすことで、優良企業の進出を促進します。

あわせて、県や周辺市町と連携して情報収集に努めるとともに、立地企業へのネットワーク化などの支援策を検討します。

6

持続可能なまちのために

6-1-1 みんなで取り組む住民自治のまちづくり

現状と課題

当町においては、自助、共助を基本理念に身近な防災や環境の保全・美化活動、見守りや支えあいといった福祉に関することなど区（自治会）活動を中心として地域づくりが展開されており、当町の個性を生み出すとともに、強みとなっています。持続可能なまちであるためには住民主体の活動が今後ますます重要となるため、コミュニティ意識を高め、自治活動への参加を促すとともに、町内でもモデル的に展開されている地域住民自治の取り組みが他地域にも広がるよう、情報提供や地域間での情報交換の機会づくりなどを進めることが求められています。

一方、地域の志向が多様化し、多くの担い手が求められる時代において、区（自治会）の活動はもちろん、新たな課題に対応するボランティアやNPOなどの活動の活発化が求められています。

今後の高齢化が進む地域の中で、持続可能で活力あるまちづくりを進めるためには、団塊の世代をはじめとする住民が地域に積極的にかかわり、その人たちが持つ知識や技術がまちづくりに活かされるしくみが求められるとともに、住民同士そして住民と行政とがお互いの立場と役割を理解した協働のしくみづくりが必要です。

施策の体系

6-1-1 みんなで取り組む住民自治のまちづくり

6 1 1 1 コミュニティ意識の向上

6 1 1 2 住民自治活動との連携

6 1 1 3 ボランティア・NPO活動との連携

6 1 1 4 自治活動の環境整備

施策の方向

6 1 1 1 ◆コミュニティ意識の向上

住民が地域を思う心を育み、住民自治や地域づくりの活動に積極的に参加できる体制の整備や、地域社会の中で共同で進める取り組みの意義や重要性といったコミュニティ意識を高めるための情報提供や啓発活動の充実を図ります。

6 1 1 2 ◆住民自治活動との連携

自治会などの活動が活発化するよう支援を行うとともに、それぞれの地域での活動に関する情報提供や情報交換の機会をつくり、活動間の連携を図ります。

6 1 1 3 ◆ボランティア・NPO活動との連携

テーマに応じて活動する団体やグループの自主的な活動が展開されるよう情報発信や場の提供などの支援を行うとともに、団体やグループ間の連携及び住民自治活動との連携の強化を図ります。

また、高齢者などの経験や技術を活用し、住民自らが公的なサービスの一部を提供し、地域を支えるコミュニティビジネス⁹の展開に向けて、支援制度を検討します。

6 1 1 4 ◆自治活動の環境整備

地域のことは地域で話し合い、課題解決に結びつけられるよう地区住民の話し合いの場づくりや実施に当たっての支援を図ります。

また、住民一人ひとりや地域の団体、NPO、企業など地域の多様な主体がまちづくりに参加し、それぞれの特性を活かしながら適切な役割分担を行えるよう努めます。

⁹ コミュニティビジネス：地域住民等が、地域の課題を解決するため、また、特産品や自然等の地域資源を活用するため行うビジネスのこと。

6-1-2 情報共有の推進

現状と課題

広報こもの（月1回）、お知らせ版（月2回）の発行やホームページの充実に加え、平成20年度には「暮らしの便利帳」を作成し、随時、情報提供を行っています。また、当町は平成24年にソーシャルメディアにやさしい町を宣言し、SNSなどを用いたソーシャルメディアによる情報発信等も行っているように、情報提供手段について、在来のメディアだけでなく、多チャンネル化することが求められており、全庁的に情報発信の必要性の有無や発信方法の基準について意識の共有化が求められています。

公文書公開請求の状況は、年々増加傾向にあります。引き続き情報を適切に管理し、求められる情報を的確に提供していくことが必要です。あわせて、情報保護対策の強化にも努めていますが、社会保障・税番号制度関連法の施行に伴い、行政における情報管理体制のさらなる厳格化が求められることから、特定個人情報の確実な保護に努めなければなりません。

透明で身近な行政運営を行うため、委員会や審議会等を原則公開するとともに、行政情報の共有や住民の意向を反映するためにパブリックコメント¹⁰制度を導入しています。また、町政モニターを継続するとともに、平成20年度から交流トーク事業を開始しました。住民の志向に対応した行政運営を進めるため、引き続き、多様な手法により住民意向を把握し、町政へ反映させていくことが必要です。

施策の体系



¹⁰ **パブリックコメント**：行政機関が条例や計画などを制・策定するとき、その案を公表し、住民や事業者からの意見、情報、専門的知識を得て、公正な意思決定をするための制度。

施策の方向

6 1 2 1 ◆広報活動の充実

まちの情報がタイムリーに行き届くよう広報紙やホームページの内容を随時見直し、SNSなどソーシャルメディアの利用といった方法により広報活動の充実を行います。

また、町内外へ情報を分かりやすく効果的に発信するため、情報発信に対する基準の明確化や職員の意識の共有化に努めます。

6 1 2 2 ◆情報公開の推進

行政の透明性を高めるため、住民からの情報公開請求に対し、制度に基づき的確かつ迅速な情報公開を行います。

あわせて、公文書をはじめとする行政文書が必要な時に公開できるよう適正に記録、保存するなど管理体制を見直し、徹底するとともに、セキュリティポリシー¹¹の順守に努めます。

また、社会保障・税番号制度に伴う特定個人情報を含む個人情報等を保護するため、各種情報の適切な保護と情報管理の徹底に努めます。

6 1 2 3 ◆住民意向の把握

町政に住民の声を反映させるため、町政モニター制度などの広聴活動の手法を随時見直すとともに、計画策定時における公募委員の参画やアンケート調査の活用にも努めます。

¹¹ セキュリティポリシー：情報セキュリティに関する基本方針のこと。基本的な考え方やセキュリティを確保するための体制、運用規定、具体的な手順や実施方法などについて明文化してまとめたもの。

6-2-1 効率的で責任ある財政運営

現状と課題

近年の社会、経済の動向を踏まえると、経常的な一般財源¹²の増加は見込みにくい状況にあります。当町においても人口の伸びは鈍化し、高齢化に伴って、財政指標は社会保障費などの義務的経費¹³、物件費、補助費等の増加が見られ、経常収支比率¹⁴が高く推移しており、財政が硬直化傾向にあります。このため、行政職員に対しては、研修等によってコスト意識を高めるとともに、地方公会計制度の導入により得られる行政コスト分析等の情報を活用していくことが求められます。また、公共施設について、総合的かつ計画的な管理を行い、施設の更新等にかかる将来負担を見通すとともに、適切な資産管理の視点を財政運営に活用するなど、限られた財源と資産を賢く使っていく方法を検討する必要があります。

税の公平・公正性を保ち、納税秩序を確立するためには、分かりやすく情報提供していくことが必要であり、時代に即した利便性向上の観点から、コンビニエンスストアでの納付を導入し、収納率の向上にもつなげています。今後も、税に関する情報提供を行い、引き続き納付環境の向上に努める必要があります。

施策の体系

6-2-1 効率的で責任ある財政運営

6 2 1 1 財源の確保

6 2 1 2 財政運営の健全化

¹² **一般財源**：使いみちが特定されず、どのような経費にも使用することができる財源のこと。逆に、使いみちが特定されている財源を特定財源という。

¹³ **義務的経費**：支出することが制度的に義務づけられている経費のことで、人件費、扶助費、公債費の3つからなる。

¹⁴ **経常収支比率**：地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、毎年度経常的に収入される一般財源が、毎年度決まって支出される経常経費にどの程度充当されているかの割合を示すもの。一

施策の方向

6 2 1 1 ◆財源の確保

自主財源の確保を図るため、適正な賦課に向けて課税客体を的確に把握するとともに、収納率の向上を図り、税金の使い道やしくみを広報することによって納税意識の高揚を図ります。

あわせて、公共施設の使用料や手数料の適正化を図ります。

6 2 1 2 ◆財政運営の健全化

財政運営の健全化に向けて、行政の役割を明確にしながら、行政コストの検討及び経常経費¹⁵の削減の検討を行います。

また、財政改革を進めるため、新たな地方公会計制度に合わせた統一的な基準による財務書類の作成などを通じて、コスト意識の徹底を行うとともに、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための基本方針の下、町が持つ社会基盤や施設のストックマネジメント¹⁶に努めます。

さらに、限られた財源を有効活用するため、事務事業の評価と見直しをする中で、費用対効果に照らして財源の重点的配分に努めます。

¹⁵ **経常経費**：毎年度連続して、決まって支出される経費のこと。義務的経費（人件費、扶助費、公債費）のほか、物件費、維持補修費、補助費などがこれに当たる。

¹⁶ **ストックマネジメント**：既存の建築物（ストック）を有効に活用し、長寿命化を図る体系的な手法のこと。ストックマネジメントを活用することで、施設の社会的ニーズや老朽度、改修時の費用対効果等を総合的に勘案し、適切な施設運用を図ることができる。

6-2-2 信頼される行政運営

現状と課題

多様化する住民要望に応えるため、専門的な人材を確保し、定員の維持を図るとともに、窓口サービスの向上に向けた接遇研修を進めてきました。また、インターチェンジの設置に伴う観光等の可能性を検討するため、課横断的な組織による検討を進めるなど、これまでの慣例、事務分掌にとられない柔軟な組織、体系の確立に取り組んできました。平成28年度からの人事評価制度の施行により、職員の意識改革を図り、町の課題と問題に積極的に取り組む人材育成を図りながら、より一層の適材適所の職員配置など、組織機構の適正化を図ることが求められています。あわせて、ストレスチェック制度が義務化されることから、組織ぐるみで労働安全衛生活動に取り組み、労働環境を向上していくことが求められます。

総合計画を適正に執行するため、住民や有識者からの意見を聴きながら進行管理を行っています。さらに、住民満足度の向上に軸足を置き、行政の質の向上を目指しながら、効率的、効果的な行政運営を進めていくことが必要です。

一方、社会保障・税番号制度が導入される中、全国的に情報漏えい事案が頻発しているため、当町としても常に最新のセキュリティ対策を研究、検討する必要があります。あわせて、様々な危機に対応できる体制を整えておくことも必要です。

また、広域的な取り組みとして、四日市地区広域市町村圏協議会などの組織において情報共有等を行っており、行政事務の効率化を図るため、今後も国民健康保険の広域化など、一定の潮流ができた分野ごとに検討を重ねていくという現実的な方法で進めることが必要です。

施策の体系



施策の方向

6 2 2 1 ◆行政運営の質の向上

厳しい行財政環境の中で、行政サービスの質を維持、向上させるため、各種計画の策定や予算編成に際し、事業の効果や優先度を見極め、必要な事務事業の精査に努めます。

また、計画の総合的な進行管理を行うため、住民満足度に照らして施策の効果を把握し、町政運営に反映させます。

あわせて、行政構造の見直しを進め、民間にできることは民間に委ねることを基本として、専門性や費用対効果を見極めながら、行政と民間の適切な役割分担のもと、積極的に民間活力の導入を推進します。

さらに、行政事務の効率化に向けて、情報セキュリティの確保に万全を期すとともに、より効果的な方策を適切に選択しながら、電子自治体化に努めます。

6 2 2 2 ◆定員管理と組織機構の適正化

複雑化する行政需要に対応できるよう職員の計画的な採用により適正規模の定員を維持するとともに、人事評価制度に基づく適材適所の人事管理を行います。

また、役場組織については、時代の要請や課題に迅速に対応すべく、横断的な戦略チームなど柔軟な組織形成を行うとともに、適宜、機構改革を進めます。

さらに、専門性が要求される行政現場において、自ら主体的に考え、行動できる職員の育成に向けて、人事交流や職員研修の機会の充実に努めます。

一方、ストレスチェック制度の導入に伴い、産業医を含めて組織的な未然のケアを実施し、労働安全衛生活動の向上による業務効率の向上を図ります。

6 2 2 3 ◆窓口サービスの充実

住民満足度を高められるよう引き続き接遇研修等を実施し、役場窓口におけるサービスの充実を行うとともに、障がいのある人に対して合理的な配慮がなされるよう、環境の整備やコミュニケーション手段の充実などに努めます。

また、住民に対する利便性を向上させるため、情報通信ネットワークを活用して行政サービスの申請を受け付けるなど情報通信技術の進展に合わせたサービスの充実を進めます。

6 2 2 4 ◆危機管理体制の構築

災害や感染症、サイバー攻撃などの様々な危機に対し、最善の方策が取れるよう危機管理体制の構築を進めます。

6 2 2 5 ◆広域連携の推進

広域的な共通課題の解消と事務の効率化に向けて、分野ごとに有効な広域連携方策を検討します。